

介護給付費の過誤処理について

【過誤処理とは】

主に審査・支払決定済の請求明細書(支払が確定した請求明細書)について取り下げを行う処理のこと

◆ 通常過誤【対象の請求明細書について、国保連合会に全額返金を要する】

- 対象：① 取り下げのみで再請求の必要のないもの
② 取り下げで同月再請求を行わないもの
③ 台帳誤り修正により過誤調整できるもの

◆ 同月過誤【対象の請求明細書について、過誤(－)と再請求(＋)を相殺する】

- 対象：① 支払が確定している請求明細書
② 同月に再請求可能な請求明細書

①・②の要件を満たすもので、次の要件のいずれかに該当すること

- ・請求誤りのうち、通常過誤では1ヶ月分の支払額がマイナスになることが見込まれるものについて、支払をマイナスにすることなく過誤処理をしたい場合(実地指導等により判明した施設基準にかかわる算定誤りを清算したい等)
- ・保険者が同月過誤処理による清算の必要を認めたもの

※ 支払実績のない(支払が確定していない)請求明細書は、通常・同月ともに過誤処理できません

⇒ 国保連合会へ請求していてもエラーや返戻となっており、給付実績が確定していない場合、過誤申立は不要です。エラーの原因を訂正して国保連合会へ再請求してください。

※ 過誤申立は請求明細書の審査月の翌月からでないとできません

※ 給付管理票は過誤対象ではありません

※ 給付管理の対象となっている請求明細書について、取下げる請求明細の金額より再請求する請求明細の金額が多い場合で、給付管理票の修正が必要な場合は、再請求を行うより先に給付管理票の修正が必要となります(給付管理票の単位数を超えて支給されないため)。

なお、取下げる請求明細書の金額より再請求する金額の方が少ない場合は、給付管理票の修正又は再請求のどちらを先に行っても構いません。

ただし、給付管理票の修正と過誤処理は同月に行うことができませんので、上記の点を踏まえて、過誤申立を行ってください。

【手順】

◇ 過誤申立は、当該請求細書の審査月の翌月から可能です。

(例) サービス提供月が1月

2月に請求明細書を国保連合会へ提出 = 審査月は2月

⇒ 支払確定を国保連の通知で確認のうえ、3月以降に高知市へ取り下げ申立

◆ 通常過誤

- ① 事業所は保険者(高知市)に、介護給付費過誤申立書【通常(A4横長様式)】にて通常過誤取下申立依頼 → 毎月15日までに提出
(15日が土曜または休祝日である場合はその前日までにご提出ください)
- ② 高知市は事業所から提出された過誤申立依頼をまとめ、提出用の「過誤申立書」を作成し、国保連合会へ20日頃提出
- ③ 事業所は再請求する必要がある場合、過誤申立書提出の翌月10日までに国保連合会へ再請求(月遅れ分と同様の扱い)する
- ④ 事業所の過誤申立書提出の翌月に、国保連合会より「過誤決定通知書」が送られるため、確認する

◆ 同月過誤

- ① 事業所は保険者(高知市)に、介護給付費同月過誤申立書【A4縦長様式】にて同月過誤取下申立依頼 → 毎月25日までに提出
(25日が土日・祝日である場合はその前日までに、また、12月や申立件数が多い月は22日頃までにご提出ください)
- ② 高知市は事業所から提出された過誤申立依頼をまとめ、提出用の「同月過誤申立書」を作成し、国保連合会へ翌月の5日頃提出
- ③ 事業所は過誤申立書提出の翌月10日までに、国保連合会へ再請求(月遅れ分と同様の扱い)する
- ④ 事業所の過誤申立書提出の二カ月後に、国保連合会より「過誤決定通知書」が送られるため、確認する

過誤申立書はFAXで送信しないようお願い致します。